

令和 2 年

寒河江市農業委員会第 2 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第2回総会

日時 令和2年2月25日(火) 午前9時05分
会場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	4番 土屋 喜久夫
5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊	7番 土田 彦雄
8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広	10番 奥山 浩二
11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之	13番 眞木 早百合
14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一	16番 石山 邦一
17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀	

欠席委員

3番 菊地 ひとみ

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 日下部 靖 広
総務 主 査 高子 英 晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 国井 茂 伸	農地 係 主 事 稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第6号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第8号 農用地利用集積計画書の審議について

(「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

議第6号から議第8号までの議案について一括上程します。

(1) 議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第6号から議第8号まで一括上程いたします。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る2月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件を審査しました。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位7番寒河江地区内の袋のスーパーマーケット建築用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないというふうに判断しました。なお、この案件は転用面積

が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時46分

木村議長

休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位9番から10番朗読)

この件につきまして、2月15日、土屋委員、小野推進委

員と現地を確認してきました。場所は西根小学校の近くにある土地で、借人が引き続き水稻作付するものですので、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 1 1 番朗読)

この件につきまして、2月15日、渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してきました。場所はみどり観光の駐車場から高速道路に向かって、高速道路のすぐ近くにある土地です。話によりますとこれは2年ほど前、前の借人が耕作不便ということで耕作放棄地になっている土地です。渡辺委員、今井推進委員が、次の換地を探していることということで何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして17ページお願いします。

(議案書順位 1 4 朗読)

この件につきまして、2月12日、土田委員、小野推進委員と現地を確認してきました。場所は老人施設ホーム長生園から大江町に向かって高速道路のすぐ近くにある、84平方メートルの小さな土地です。■■■■さんが昨年10月に買った土地の向かいにある土地で、そこにごみなどを植えるということですので何ら問題なく見てまいりました。また、地区審査会でも何ら異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木久一です。
同じく17ページをごらんください。

(議案書順位12番朗読)

この件につきまして2月15日、加藤委員と國井推進委員と現地を見てまいりました。現地はチェリーランドから南のほうに改良区の親水公園がありますが、そこを突き抜けてそのまま進みますと石持地区の丘陵地帯に突き当たりますが、そこにありますこの受人の■■■■さんの隣接する現地でありますので、計画によりますと引き続き受人の■■■■さんが野菜畑として利用するというようなことですので、周辺の農地への影響もなく、問題ないというふうに見てまいりました。

(議案書順位13番朗読)

この関係につきまして、同じく2月15日、加藤委員と國井推進委員と現地を見てまいりました。現地は112号のバイパスに、国の除雪センターありますけれども、その北東に位置します農地であります。何年か前から西根地区の遊休農地になっておりまして、そこを借りてモモを植栽して、これからも農地として利用するというようなことですので、周辺農地の影響もなく問題ないというふうに見てまいりました。12番、13番とも地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番、相原です。

16ページになります。

(議案書順位7番朗読)

この件につきまして2月15日、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。現地は県道寒河江西川線に沿った、県道のすぐそばにある水田です。経営移譲による親子間の使用貸借権設定であります。■■■■さんのところはほとんどの農地が既に息子さんの■■■さんに使用貸借権が移されておるんですが、ここの田んぼだけは別な方に貸しておりました関係で、先月1月に18条6項で解約されまして返ってきましたので、最後の1カ所が息子さんに移るといようなものになっております。問題ないものと思います。

(議案書順位8番朗読)

この件も同じく2月15日、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。現地は米沢集落の南側、平野山の山裾にある水田です。実は今回、約2ヘクタールほどの借受水田を返却するという方があらわれまして高松のほうでつくり手をいろいろ苦労して探しているところなんですけれども、その中の1つでありまして、借人■■■さんがすぐ近くに自身の水田を耕作していることもあって、何とか無理やりに引き受けていただいたわけであります。頑張っつてつくっていただければと思っております。

順位7番、8番ともに地区審査で異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位7番から14番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

(議案書順位3番から4番朗読)

順位の3番、4番については2月15日に土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。3番、4番とも元町地区内にある周りを住宅に囲まれた土地であり、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位7番朗読)

この件につきまして、2月18日事前審査会で現地を確認してまいりました。周辺地域はやはりスーパーマーケット、また周辺は住宅が建ち並んでおります。申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

(議案書順位2番朗読)

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

19ページをごらんください。

(議案書順位 6 番朗読)

この関係につきまして、2月15日に加藤委員、國井推進委員と現地を見てまいりました。現地は寒河江の警察署の北側にあるローソンというような、十字路のところにありますが、その裏手にあります住宅地に囲まれた農地でありました。貸人の■■■■さんと借人の■■■■さんがおじいちゃんとお孫さんの関係にありまして、貸人の■■■■さんの住宅建築用敷地の脇にこの現地がございます。今申し上げましたように周辺住宅地に囲まれた農地でありまして、計画どおりであれば問題ないというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて柴橋地区、大泉委員お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

同じく19ページをお願いします。

(議案書順位 5 番朗読)

この件につきまして2月14日、石山委員、石倉推進委員と現地を確認してまいりました。場所は長生園から陵南中のほうに向かって進みますと、左手のほうにアパートがあります。その南前に申請あったところの残地でありまして、何ら問題なく、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐（兼）農地係長） はい、議長。

順位3番、4番、6番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位5番は、住宅建築用敷地の転用になっております。申請地は都市計画区域内の上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の中学校、病院等の公共施設等がある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位7番はスーパーマーケット建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

なお、順位7番は事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺裕之委員は関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。よろしくをお願いします。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、23ページをお開きください。

(議案書朗読)

これは農業振興地域内であり、譲り受けた[黒塗り]さんではワイン用のブドウを植えるというようなことで、私と佐藤委

員と小野推進委員とでのあっせんでの事業でございます。地区審査でも異議ございませんでした。

次に、貸借権設定でございます。

(議案書朗読)

これは亀ヶ泓ではご案内のとおり■■■■さんの、東のほうの水田地帯でありますし、最初の解約のほうにも出てきましたけれども、にこにこファームは■■■■さんが借りていた土地を解約して、■■■■さんと息子さんの2人で役員となって立ち上げた会社であります。だから、同じ家の中というか移動というようなことで、地区審査でも何ら問題がないというようなことでございます。

次は25ページをお開きください。

(議案書朗読)

これも農振地域内の優良農地でありまして、会社はo i z u m i f a r mとなっておりますけれども、■■■■君でございます。そんな中で農地も借受者も何ら問題もないというようなことで、地区審査では何ら異議ございませんでした。

最後のページをお開きください。集積計画集計表39ページでございます。

(議案書朗読)

以上報告終わります。

木村議長

ありがとうございます。

続いて西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく中間管理事業関連ですので、27ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも農振地域内の農地でありまして、中間管理事業のほうに集積する農地と判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて柴橋地区、大泉委員お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

同じく36ページをごらんください。

(議案書朗読)

よろしくお願いします。

木村議長

ありがとうございました。

大泉委員、私は関係委員にならないのか。予定者だからこれは関係ないのか。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) 借受予定者だからです。

木村議長

予定者だから。はい、わかりました。ありがとうございました。はい、どうぞ。

大泉委員

最後のページの集計表をごらんください。

(議案書朗読)

中間管理事業案件については、いずれの農地も農業振興地域内であり、担い手等に貸し出すため農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて高松・醍醐地区、相原委員お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番、相原です。

まず最初に24ページをごらんください。

(議案書朗読)

前半の利用集積計画については、借受者は認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。また、中間管理事業においては、いずれの農地も農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて白岩地区、新宮委員お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

36 ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定しました。
議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第8号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時26分

令和2年2月25日

第2回総会議長 木村 三紀

議事録署名委員 4番委員 土屋 喜久夫

議事録署名委員 10番委員 奥山 浩二